

岡ス協発第123号  
令和4年5月31日

加盟団体代表者 様

公益財団法人岡山県スポーツ協会  
事務局長 奥田 洋司

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等  
に係る留意事項等について

平素から、本会諸事業の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて日本スポーツ協会を通じ、スポーツ庁から連絡がありましたので内容をご確認ください。

記

以下スポーツ庁からのメール内容—————  
スポーツ庁政策課でございます。

以前内閣官房コロナ室からの依頼を受けお送りさせていただいていた令和4年5月23日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」におきまして、厚生労働省からリーフレット「屋外・屋内でのマスク着用について」が公表されたこと等を踏まえ、本日付けで、補足の資料が以下リンクで公開されておりますので、情報共有させていただきます。

(令和4年5月23日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催 制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の補足について)

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20220527.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220527.pdf)

つきましては、毎度お手数おかけして恐縮ですが、これらの内容についてご了知いただくとともに、関係団体への周知のご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

【参考】

(令和4年5月23日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催 制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」)

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20220523.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220523.pdf)